

シニア向け 情報

シルバー人材センター 新規入会説明会

使つた体操等

平成29年1月27日3月24日
問合せ先 愛の家グループホーム
おおはる ☎(449)6013

時 とき
5月11・25日(水)午前10

ダ一 講師 あいち健康づくりリー

役場 民生課 内線 115

参加費 每回 200円
持ち物 薄手のタオル、飲み物、
動きやすい服装

ところ 総合福祉センター 高齢者生きがい活動センター内 2階
会議室

申込期限
定員20名に達するま

申込・問合せ先 保健センター

対象 町内在住で、健康で働く
（65歳未満）

問合せ先 シルバー人材センターフax(443)1680

保健推進員主催 男の体操教室part4

男性限定の体操教室なのでお気軽にご参加いただけます。仲間と一緒に、楽しく体を動かしてみませんか。

とき 5月12日 7月7日 9月
1日 11月10日 平成29年1月12
日 3月2日(全木曜)
午後1時30分～3時

ところ 保健センター健康館す

対象
内容
60歳以上の男性
ストレッチや、ボールを

運動機能等を向上するための教室です。皆さんと一緒に楽しく身体を動かしましょう。

介護予防教室

• Aコース	6月6日	7月4日
8月1日	9月5日	10月3日
11月7日	12月5日	平成29年
1月16日(全月曜)		
• Bコース	6月20日	7月11日
8月8日	9月12日	10月17日
11月21日	12月19日	平成29年
1月23日(全月曜)		
午前10時～11時30分		
9・10月のみ午後1時30分～		
3時		
ところ	保健センター・健康館	す
対象	65歳以上の方	
こやかおおはる		
内容	軽い運動、ストレッチ、健	
康のための講話など		
講師	健康づくりリーダー、管	

2016(平成28)年5月号 広報おおはる 20

理栄養士、歯科衛生士、柔道整復師

申込期間 5月9日(月)～20日

申込・問合せ先 役場 民生課
内線115

※定員になり次第締め切ります。
(金)

参加費 無料

定員 各コース25名
持ち物 飲み物、筆記用具、動きやすい服装

後期高齢者医療制度にご加入の方へ 人間ドック・健康診査のお知らせ

●手軽にできる男の料理教室
高齢者の男性を対象にした料理教室です。料理をしながら仲間づくりをしませんか。

とき 6月14日 8月9日 10月
11日 12月13日 平成29年2月14日(全火曜)

午前10時～午後1時ごろ(午前9時50分受付開始)
ところ 保健センター健康館すこやかおおはる

対象 65歳以上の男性の方
内容 調理実習、栄養講話など

講師 管理栄養士

申込期間 5月9日(月)～31日(火)

※定員になり次第締め切ります。

「特にどこも悪くない」「面倒くさい」と思っている方もちょっと考えて…病気の中には身体に痛みが出るものもあります。健診

持ち物 エプロン、ふきん2枚、
20名

三角巾、筆記用具

であなたの身体の元気度をチェック
クしましよう。

問合せ先 役場 保険医療課
内線171・172

クしましたこと
より、後期高齢者負担率(医療給付費に占める保険料負担の割合)が10・73%から10・99%になったこと



平成28・29年度 後期高齢者医療制度の 保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間とし、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率の改定を行いました。

保険料は、一人当たりの医療給付費の増大などにより、平成26・27年度と比べて、7・91%の増加が見込まれましたが、剩余金を活用することにより、2・30%に抑制されました。

①被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと
②高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率(医療給付費に占める保険料負担の割合)が10・73%から10・99%になったこと

付費が伸びたこと
高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率(医療給付費に占める保険料負担の割合)が10・73%から10・99%になったこと

		平成28・29年度	平成26・27年度
保険料率	所得割率	9.54%	9.00%
	被保険者均等割額	46,984円	45,761円
一人当たり平均保険料(年額)	84,035円	82,144円	

●保険料の計算方法
保険料は所得金額に応じて計算されます。

①所得金額

(所得金額-33万円)×所得割率
9・54%

②被保険者均等割額

被保険者一人当たり

46984円

①+②=保険料額(限度額57

万円)

57

※100円未満切り捨て
※年金所得のみの方は(年金収入公的年金等控除額)が所得金額になります。

●所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

所得の低い世帯の方の保険料基準に合わせて対象を拡大しました。

●被保険者均等割額の軽減
(一人当たり軽減額)

世帯主とその世帯にいる被保險者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を次のとおり軽減します。

・9割軽減(4万2286円軽減)

所得金額の合計が33万円以下で被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得なし)

・8.5割軽減(3万9937円軽減)

所得金額の合計が33万円以下で9割軽減に当たるまらない

・5割軽減(2万3492円軽減)

所得金額の合計が33万円を超える33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下

・2割軽減(9397円軽減)

所得金額の合計が33万円を超える33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下

※傍線部について平成28年度から軽減対象が拡大されました。
65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

●所得割額の軽減
・5割軽減

本人の所得金額から33万円を引いた額が58万円以下(公的年収入で211万円以下)

●職場の健康保険などの被扶養者だつた方の軽減について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかつた方は、保険者均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。

●平成28年度保険料額の決定通知書は、7月中旬ごろにお届けします

問合せ先 役場 保険医療課
内線 171-172
県後期高齢者医療広域連合
☎ (955)1223

確認じゃ! 高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)



●対象となる方は、申請期間内に役場民生課へ申請してください

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。

対象 平成27年1月1日時点で本町に住民登録があり、平成27年度住民税が課税されていない方で、平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

※平成27年1月2日より後に本町へ転入してきた方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

※ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の被保護者となっている場合などは対象外

支給額 対象者一人につき30,000円

受付期間 4月27日(水)~7月27日(水)

申請方法 支給対象と思われる方へ4月下旬に申請書等を送付しましたので、申請書に記入のうえ、申請内容確認書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。給付金は、申請書に記載した金融機関の指定口座に入金されます。

申請方法に関する問合せ先 役場 民生課 ☎(444)3381・3382(平日午前9時~午後5時)

制度に関する問合せ先 厚生労働省 ☎0570(037)192(平日午前9時~午後6時)

●「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください